**資料15**

## 議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

<table>
<tr><th rowspan="3">市名</th><th colspan="2">回答</th></tr>
<tr><th rowspan="2">（１）資格要件の元の部署と福祉医療の部署</th><th>（②もしくは③の場合）</th></tr>
<tr><th>（２）案内方法や、案内漏れ対策</th></tr>
<tr><td>名 古 屋 市</td><td>②部署が異なる</td><td>障害者手帳等の申請時または決定・交付時に福祉医療の窓口へ案内を行っている。<br>また、手帳決定者リストや児童扶養手当等の認定者リスト等を担当部署から提供を受け、福祉医療の資格要件を満たしており、まだ申請がされていない方に対し勧奨を行っている。</td></tr>
<tr><td>豊　橋　市</td><td>③一部部署が異なる</td><td>○豊橋市では、福祉医療事務において資格要件の元となる部署、資格担当（受給者証発行）の部署、支給担当の部署が制度によって異なっており、分担は下表のとおりである。
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>資格要件の元</th><th>福祉医療の資格</th><th>福祉医療の支給</th></tr>
<tr><td colspan="2">障害者医療</td><td rowspan="2">福祉部　障害福祉課</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">福祉部国保年金課</td></tr>
<tr><td colspan="2">精神・精神(全疾患)障害者医療</td></tr>
<tr><td colspan="2">子ども医療</td><td rowspan="2">こども未来部　子育て支援課</td></tr>
<tr><td colspan="2">母子父子家庭等医療</td></tr>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者福祉医療</td><td>障害者</td><td>福祉部　障害福祉課</td><td rowspan="2" colspan="2">福祉部国保年金課</td></tr>
<tr><td>寝たきり</td><td>福祉部　長寿介護課</td></tr>
<tr><td>ひとり暮らし</td><td colspan="3">福祉部　国保年金課</td></tr>
</table>
○後期高齢者福祉医療のうち、障害者については、福祉部　障害福祉課にて障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、福祉部国保年金課で福祉医療の受給者証発行・給付を行っている。<br>○福祉部　障害福祉課にて、７５歳以上の身体障害者手帳の新規交付を行う手帳交付説明会には、福祉部　国保年金課も同席し会場内で福祉医療の案内や申請受付、受給者証の交付を行っている。７５歳未満で障害認定の対象となりうる場合は手帳交付後に、福祉部　国保年金課を案内し、後期高齢者医療や福祉医療の説明や申請受付を行っている。<br>○福祉部　障害福祉課にて、精神障害者保健福祉手帳の手続申請時に、申請者が後期高齢者医療の加入者である場合、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書を障害福祉課で受け取る。また、精神障害者保健福祉手帳の更新案内時に、後期高齢者福祉医療（７５歳未満であれば後期高齢者医療の資格継続についても）も案内を同封する。<br>○後期高齢者福祉医療の寝たきり要件については、個別に福祉医療の案内を行っていない。</td></tr>
<tr><td>岡　崎　市</td><td>③一部部署が異なる</td><td>●福祉部障がい福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳等の手続きを行っており、手帳発行時に障がい者医療及び後期高齢者福祉医療の手続きのため福祉医療係へ案内を行っている。但し、後期高齢者福祉医療の「ひとり暮らし」及び「ねたきり」の認定要件においては、細かな確認事項が多く他部署では受給可能かどうか判断が難しいため直接的な案内は行っていない（制度の紹介程度）。案内漏れ対策としては、　①福祉部障がい福祉課で精神障害者福祉手帳の申請時に障がい者医療の申請書を取っている②福祉部障がい福祉課が障害者手帳を交付する際に、障がい者医療も同時に交付する（会場で複数人に対して一斉交付）などの対策を行っている。<br><br>●こども部 子育て支援室にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子家庭等医療の手続きのため福祉医療係へ案内を行っている。</td></tr>
<tr><td>一　宮　市</td><td>②部署が異なる</td><td>福祉医療は、市民健康部保険年金課が担当<br>資格要件の元の部署が案内チラシを渡して案内漏れを防いでいる。</td></tr>
<tr><td>瀬　戸　市</td><td>②部署が異なる</td><td>福祉医療事務は健康福祉部国保年金課が所掌。下記のとおり他課と連携を取っている。<br><br>●障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行う社会福祉課から手帳判定結果リストを受領。そのリストから福祉医療対象者を抽出し、社会福祉課が対象者へ手帳判定結果通知発送時に、福祉医療の手続き案内の同封を依頼している。また、対象者が社会福祉課で手帳を受け取った際に、福祉医療の申請手続きをしていただく旨の案内を依頼している。<br>●高齢者福祉課が介護認定結果通知発送時に、後期高齢者福祉医療に該当する可能性がある要介護３～５の認定を受けた全ての方に対して、新規申請の案内文の同封を依頼している。<br>●こども未来課が児童扶養手当申請を受けた際、母子・父子家庭等医療に該当する可能性がある方に、児扶申請時の聞き取り内容を記載した事務連絡票を渡し、福祉医療の申請手続きをしていただく旨を案内するよう依頼している。</td></tr>
<tr><td>半　田　市</td><td>②部署が異なる</td><td>自立支援医療（精神通院）申請時には、一部不要な場合を除き、申請手続き終了後、職員が先導し、お客様を福祉医療担当課へ案内し、福祉医療担当職員に申請内容を伝える。<br>手帳交付時には、事前に手帳担当が福祉医療担当課への案内の要否を窓口の台帳に記載し、案内が必要な場合、職員が先導し、お客様を福祉医療担当課へ案内し、福祉医療担当職員に交付内容を伝える。</td></tr>
</table>

## 議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

| 市名 | 回答 | |
|---|---|---|
| | （１）資格要件の元の部署と福祉医療の部署 | （②もしくは③の場合）<br>（２）案内方法や、案内漏れ対策 |
| 春　日　井　市 | ②部署が異なる | 心身障がい、精神障がい：障がい福祉課にて自立支援又は精神手帳申請時に案内あり。身体又は療育手帳発行時心身障がいに該当する場合は、障がい福祉課から申請書を送付。<br>母子・父子家庭：子ども家庭支援課にて児童扶養手当受付後、受給要件を満たしていれば当課へ案内。<br>後期高齢者については、介護・高齢福祉課からの案内なし。 |
| 豊　　川　　市 | ②部署が異なる | 【障害者医療、精神障害者医療】<br>　福祉部　障害福祉課にて、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続を行っており、新規、更新手続き時に障害者医療等の手続のため、保険年金課福祉医療係へ案内をしてもらっています。案内の際、手続きの内容と、該当者を内部で特定するための番号を記入する簡単な連絡票を使用しています。なお、案内漏れについては、障害福祉課が発行する手続済みの一覧表にて確認をしています。<br>【後期高齢者福祉医療】<br>　福祉部　介護高齢課にて介護認定を行っていますが、寝たきり・認知症該当の可能性のある方について、福祉医療係への案内は特段行っていません。HPにて周知のみ行っています。<br>【母子・父子家庭医療】<br>　子ども健康部　子育て支援課にて、児童扶養手当の手続を行っており、申請後、また手当の受給要件を満たさず医療単独となった場合も含め、福祉医療係へ案内をしてもらっています。 |
| 津　　島　　市 | ②部署が異なる | ○健康福祉部福祉課にて、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳等発行時に障害者医療等の手続きのため同部保険年金課福祉医療担当へ案内を行っている。方法としては、本人に「福祉医療の手続きをしてください」という旨が記載されたメモを渡し、本人がそのメモを保険年金課で提示することとしている。また、対象者に不安がみられる場合には職員が同行している。<br>○健康福祉部子育て支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に受給要件を満たしていれば、母子・父子家庭医療の手続きのため同部保険年金課福祉医療担当へ案内を行っている。方法としては、本人に「福祉医療の手続きをしてください」という旨が記載されたメモを渡し、なおかつ職員が同行している。 |
| 碧　　南　　市 | ②部署が異なる | 案内先を一覧化し、障害者手帳が愛知県より届いた際に、高齢介護課医療係へ手帳の写しを提供、サービスの該当先をチェックし本人来庁時には手帳を渡したのち、各部署へ案内するようになっている。 |
| 刈　　谷　　市 | ②部署が異なる | ●心身障害者医療、精神障害者医療、母子家庭等医療…提案市と同様<br>●後期高齢者福祉医療…介護保険は福祉健康部長寿課が担うが、特に案内していない。<br>●子ども医療…市民活動部市民課にて、出生の届出を受け付けたときに、子ども医療の手続きのため福祉医療へ案内している。 |
| 豊　　田　　市 | ③一部部署が異なる | ●市民部 市民課（支所・出張所を含む）にて、出生届や転入届の手続きを行っており、市民課、支所、出張所においても子ども医療費受給者証の発行が可能となっている。<br>●福祉部 障がい福祉課にて、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳等申請時に心身障がい者医療等の手続きのため、福祉医療受け付チェック表を申請者に渡して福祉医療課へ案内を行っている。<br>●こども・若者部 こども家庭課にて、児童扶養手当の申請を受け付け、受給要件を満たしていれば、母子・父子家庭医療費受給者証交付申請書を受付け、福祉医療課に書類を送達して福祉医療課で受給者証を発行している。<br>●福祉部 介護保険課にて、介護認定により、寝たきりで、後期高齢者福祉医療に該当する方へチラシを配付して福祉医療課へ案内を行っている。 |
| 安　　城　　市 | ③一部部署が異なる | 福祉医療資格要件の元となる部署から案内する時に福祉医療申請のために必要な用紙を申請者に配布し、その用紙を持って福祉医療の申請をしてもらう仕組みとしている。用紙がないと福祉医療申請ができないようにしている。 |
| 西　　尾　　市 | ③一部部署が異なる | ●健康福祉部福祉課で障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており手帳等発行・更新時に福祉医療担当課である健康福祉部保険年金課への案内を行っています。<br>案内漏れ対策として、事前に手帳等発行対象者リストの決裁が福祉医療担当に回覧されるため、それに基づき対象者ごとに必要な申請書を事前に作成して手帳担当課に渡しておき、対象者は手帳とともに申請書も受取り、保険年金課で福祉医療の手続きをするように案内されるようになっております。<br>●子ども部子育て支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に受給要件を満たしていれば、福祉医療担当課である保険年金課に連絡し、福祉医療担当職員が子育て支援課に行き、母子家庭等医療の手続きのための手続きも同時に行っています。 |
| 蒲　　郡　　市 | ③一部部署が異なる | こども健康部 子育て支援課で、児童扶養手当の申請を受け付けた後、受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのために保険年金課など関係部課へ案内している。<br>福祉部 福祉課で、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため保険年金課福祉医療へ案内を行っている。 |
| 犬　　山　　市 | ②部署が異なる | 福祉医療担当（保険年金課）<br>福祉医療申請の案内方法として、令和4年10月から精神障害者福祉手帳の新規交付申請者に対し、障害者支援課窓口で申請時に「保険年金課医療担当の窓口への案内票」を渡してもらい福祉医療申請窓口へ行くように促している。しかし、その他の身体障害者手帳や療育手帳等は手帳受領時に資格要件の元となる部署から口頭による案内のため、当市においても案内漏れが無くならないのが現状です。<br>（子育て支援課）<br>子育て支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、母子父子家庭医療の手続きのために福祉医療担当（保険年金課）へ案内を行っている。 |

## 議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

| 市名 | 回答 | |
|---|---|---|
| | （１）資格要件の元の部署と福祉医療の部署 | （②もしくは③の場合）<br>（２）案内方法や、案内漏れ対策 |
| 常　滑　市 | ②部署が異なる | ・障がい者関係…福祉課にて、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳交付時に障害者医療等の手続きのため保険年金課へ案内を行っている。（身体障害者手帳、療育手帳の交付案内の決裁を保険年金課に合議で回している。精神障害者手帳、自立支援医療が県から届いた際の通知文書を保険年金課にも回している。）<br>・高齢者関係…高齢介護課にて介護認定により、寝たきり・認知症やひとり暮らしなどで後期高齢者福祉医療に該当する方への福祉医療の案内を行っている。<br>・子ども関係…離婚届が提出された際に、市民窓口課で関係課の一覧を渡している。<br>子育て支援課で児童扶養手当等の手続き後、母子父子医療の対象者にあたる可能性がある場合は保険年金課への案内をしている。 |
| 江　南　市 | ②部署が異なる | 清須市様同様、当市におきましても窓口では資格要件の元となる部署から福祉医療担当課へ案内があり、両課における案内は徹底しているため案内漏れはほぼありません。<br>案内漏れを防ぐため、資格要件の元となる部署が福祉担当課である場合、福祉担当課の手続きに関する案内通知と福祉医療の手続きに関する案内通知を同封したり、両課の手続きに関する案内を一枚にまとめる等、両課で手続きが必要になることを受給者にも職員にも分かりやすくすることで案内漏れがないよう努めております。<br>資格要件の元となる部署が児童手当・児童扶養手当担当課である場合、児童手当の受付後、子ども医療の申請書類に受付済と記載してもらい引き継いでもらったり、児童扶養手当の現況届の際に福祉医療に関する案内通知を渡したり等、両課が連携し案内漏れがないよう努めております。<br>後期高齢者福祉医療（寝たきり・認知症）の案内については、両課の手続きに関する案内を一枚にまとめ案内しております。 |
| 小　牧　市 | ②部署が異なる | 障がい福祉課にて身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳を窓口へ取りに来るよう通知する際に、保険医療課の福祉に関する案内も同封している。ただし、自立支援医療受給者証については、郵送対応をしているため、障がい福祉課へ手続きに来たタイミングで保険医療課の窓口へ案内を行い、事前申請を行っている。<br>介護保険課にて介護認定を行っており、要介護度４・５の認定がされた場合、後期高齢者福祉医療へ該当する可能性がある旨を案内に記載している。実際に該当するかどうかは、保険医療課への問い合わせが必要となる。<br>こども政策課にて児童扶養手当の申請を受け付けた場合、必要事項を記載した連絡票を持たせて、母子父子家庭医療の手続きのため保険医療課窓口へ案内を行っている。 |
| 稲　沢　市 | ③一部部署が異なる | ●市民福祉部福祉課で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の手続きを行っており、手帳申請時や手帳交付時、自立支援医療（精神通院）申請時、転入時等に障害者医療等の手続きのため市民福祉部国保年金課へ案内を行っている。<br>●子ども健康部子育て支援課で、児童扶養手当や遺児手当の申請を受け付けた後に、母子・父子家庭医療の手続きのため市民福祉部国保年金課へ案内を行っている。<br>●市民福祉部福祉課で独居登録、市民福祉部高齢介護課で介護認定を行っているが、所得要件等があるため一律の案内は行っていないが、７５歳年齢到達で後期高齢者医療被保険者証を送付する際にすべての方に後期高齢者福祉医療費制度のチラシを同封している。 |
| 新　城　市 | ②部署が異なる | ・福祉課が障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っている。福祉課に手帳等の更新、受取対象者の一覧が県から送付されたら保険医療課にも提供しておりそれぞれ適切な案内を作成し対象者に送付している。福祉課から手帳交付が行われる際は必ず保険医療課に声掛けし福祉医療関係で手続があるか確認している。<br>・市民課に出生届や転入転出届、転居届が提出されたら市民課から保険医療課に案内している。<br>・こども未来課に母子家庭等の情報があった際は事前相談の時点で保険医療課にも案内し必要書類の説明をしている。手当の申請に見えたら保険医療課に案内し母子家庭等医療の申請もしてもらっている。 |
| 東　海　市 | ②部署が異なる | ・障がい者医療（後期高齢者福祉医療該当者含む）<br>身体障害者手帳・療育手帳を交付する際、手帳交付担当課から交付者リストと手帳のコピーをもらう。案内が必要か不要かをチェックし戻している。また、案内が必要な方へは福祉医療担当課からも手帳交付通知とあわせて福祉医療課に来庁していただく通知文を出している。<br>・精神障がい者医療（後期高齢者福祉医療該当者含む）<br>社会福祉課にて精神障害者福祉手帳の申請を受け付けた後に精神障がい者医療の手続きのため、福祉医療へ案内している。申請の際に案内漏れが起こらないように、受給者証受付票を使い、それぞれの担当課で受付後、受付印を押している。<br>・母子父子家庭医療<br>こども課にて児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば母子父子家庭医療の手続きのため、福祉医療へ案内を行っている。その際、母子家庭等資格確認書を使い、来庁理由や家庭状況等を確認している。 |
| 大　府　市 | ②部署が異なる | ・福祉部高齢障がい支援課障がい福祉係にて障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行った後、障がい者医療等の手続きのため福祉医療係へ案内をしてもらっている。手帳情報については月に数回、手帳が発行された方の情報を障がい福祉係から提供してもらっており、該当者が漏れていないか確認している。<br>・福祉部高齢障がい支援課高齢福祉係にて、介護認定申請の際に寝たきり、ひとり暮らし高齢者の方で対象となりそうな方に福祉医療係を案内してもらい、対象者条件等を確認してもらっている。<br>・健康未来部こども若者女性課にて児童扶養手当の申請を受けた後に、受給要件を満たしていれば、母子家庭等医療の手続きのため福祉医療係へ案内をしてもらっている。 |
| 知　多　市 | ②部署が異なる | ・福祉課にて、手帳交付後に福祉医療該当者は医療課へ案内している。<br>・保険医療課にて、制度変更等の際に資格要件の元となる部署に対して随時説明を行っています。また、合議の際に注意事項を補記するなど、案内漏れがないようにしています。<br>・子ども若者支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子医療の手続きのため、保険医療課へ案内を行っている。 |

## 議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

| 市名 | 回答 | |
|---|---|---|
| | （１）資格要件の元の部署と福祉医療の部署 | （②もしくは③の場合）<br>（２）案内方法や、案内漏れ対策 |
| 知　立　市 | ②部署が異なる | 福祉医療担当課：国保医療課<br><br>●福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳等申請・更新手続き時に障害者医療等の手続きのため福祉医療（国保医療課）へ案内を行っています。手続き漏れの対策として、手帳交付時に福祉課より合議がくるため、手続きに来ていない対象者に案内を送付しています。<br>●長寿介護課にて、介護認定の決定通知発送時に、「高齢者在宅福祉サービス」の案内を同封しており、その中に福祉医療の助成について、対象者等の案内と国保医療課の問合せ先を掲載しています。<br>●子ども課にて、児童扶養手当の認定が下りた際に、母子家庭等医療の手続きのため福祉医療（国保医療課）へ案内を行っています。 |
| 尾 張 旭 市 | ②部署が異なる | 【尾張旭市の現状】<br>●健康福祉部　福祉課にて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の交付手続きを行っており、手帳等交付時に障害者医療等の手続きのため、保険医療課　福祉医療係へ案内を行っている。（案内漏れを防ぐため、案内の要否をパターン分けせずに一律で医療費担当部署へ案内を行っている。）<br>●こども子育て部　こども課にて、児童扶養手当の申請を受付後に受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのため、保険医療課　福祉医療係へ案内を行っている（福祉医療単独の時も案内をお願いしている）。 |
| 高　浜　市 | ②部署が異なる | 介護障がいグループにて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、県より原本ができてきたタイミングで情報提供を行い、福祉医療等があれば介護障がいグループからまとめて案内している。<br>（児扶）介護障がいグループにて児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子医療の手続きを案内し、医療の担当グループに内線にて対象者・対象児童について連絡する。 |
| 岩　倉　市 | ②部署が異なる | ●福祉部福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳等交付通知に案内の一文を掲載している。また、手帳等交付時に、障害者医療等の手続きのため、市民窓口課医療グループへ福祉医療の案内を行っている。<br>●福祉部長寿介護課にて、介護認定、ひとり暮らし認定を行っている。また、ひとり暮らし老人の名簿を毎月提供してもらっている。<br>●健康こども未来部こども家庭課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのため、市民窓口課医療グループへ福祉医療の案内を行っている。また、資格取得者名簿、資格喪失者名簿を毎月提供してもらっている。 |
| 豊　明　市 | ③一部部署が異なる | 【案内方法】<br>●健康福祉部 地域福祉課にて、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため福祉医療（保険医療課）へ案内を行っている。<br>●健康福祉部 長寿課にて、介護認定により寝たきり（要介護４または５）と認定され、後期高齢者福祉医療に該当する方へ福祉医療（保険医療課）へ案内を行っている。<br>●健康福祉部 子育て支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのため福祉医療（保険医療課）へ案内を行っている。<br><br>【案内漏れ対策】<br>福祉医療の対象者や資格要件等を関係部署の職員に共有することで、案内漏れを防いでいる。 |
| 日　進　市 | ②部署が異なる | ・福祉部　介護福祉課にて、各種手帳の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため、福祉医療へ案内を行っている。また、愛知県より手帳が届いた時には、事前に手帳担当より手帳発行者の情報をもらい、対応している。<br>・健康子ども部　子育て支援課にて、児童扶養手当の申請受理、認定後に、子育て支援課から医療証発行元の保険年金課に行くよう案内チラシを渡してもらっている。<br>・寝たきり・認知証やひとり暮らしなどの後期高齢者福祉医療に関しては、特に特定の課（介護福祉課）が案内しているわけではなく、広報やホームページ等で市民が直接保険年金課窓口に問い合わせに来ている。 |
| 田　原　市 | ②部署が異なる | 福祉部地域福祉課にて、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証に関する手続きを行っており、交付時に福祉医療担当課の保険年金課と連携を取っている（＝受取窓口のワンストップ化）。流れは以下のとおり。<br>①地域福祉課が手帳交付時に保険年金課へ決裁を合議。保険年金課は福祉医療費受給者証を発行し地域福祉課へ決裁を戻す。<br>②地域福祉課が手帳の受け取りのため窓口に来庁していただく旨の通知を対象者へ郵送。<br>③対象者が地域福祉課窓口に来庁した際に、手帳と併せて福祉医療費受給者証を渡す。<br><br>寝たきり・認知症、ひとり暮らし要件での後期高齢者福祉医療について、福祉部高齢福祉課にて介護認定を行っているが、保険年金課とは連携を取っておらず、保険年金課窓口で申請があった場合のみ福祉医療費受給者証を交付している。高齢福祉課から保険年金課へ認定について問い合わせがあった場合は、認定の可否を調査し対象者へ案内している。<br><br>母子家庭等医療について、戸籍担当課の市民課へ離婚届が提出された際に、保険年金課（市民課に隣接）及び児童扶養手当担当課の子育て支援課へ連絡し、保険年金課にて対象者へ母子家庭等医療について説明した後に子育て支援課へ案内している。ワンストップサービスではないが、市民課及び保険年金課の両課から子育て支援課へ重ねて案内することで申請漏れを防いでいる。 |

## 議題１５　福祉医療の資格・給付等の窓口について（清須市提出）

| 市名 | 回答 | |
|---|---|---|
| | （１）資格要件の元の部署と福祉医療の部署 | （②もしくは③の場合）<br>（２）案内方法や、案内漏れ対策 |
| 愛　西　市 | ②部署が異なる | ・保険福祉部 社会福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っている。該当と思われる市民には、関係部署と情報共有を行うとともに、手帳発行時に障害者医療等の案内を行っている。<br>・保険福祉部 高齢福祉課にて、介護認定、寝たきり・認知症やひとり暮らしなどの相談・手続き等の際、「高齢者福祉ガイドブック」を配布し、後期高齢者福祉医療制度を含む周知を行っている。<br>・健康子ども部 子育て支援課にて、新規または転入等による児童扶養手当の申請を受け付けた際、母子父子家庭医療の案内を行っている。 |
| 清　須　市 | 議題提出市 | |
| 北名古屋市 | ②部署が異なる | 福祉こども部　社会福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため福祉医療へ案内を行っている。<br>福祉こども部　子育て支援課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、受給要件を満たしていれば、母子父子家庭医療の手続きのため福祉医療へ案内を行っている。<br>案内漏れの事案には当市も苦慮しているところである。 |
| 弥　富　市 | ②部署が異なる | ●健康福祉部福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、申請時及び手帳交付時に連絡票を渡し、障害者医療等の手続きのため福祉医療の担当課へ提出するよう案内を行っている。<br>●健康福祉部児童課にて、児童扶養手当の申請時又は相談時に、福祉医療の担当者へ情報提供があり、母子・父子家庭医療の案内を行っている。 |
| み よ し 市 | ②部署が異なる | ●福祉部 福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳発行時に障害者医療等の手続きのため、福祉部保険健康課の福祉医療担当へ案内を行っている。<br>手帳受取の際、案内漏れがないように、福祉医療担当は福祉課の一覧表（個票）に案内が必要な旨明記（わかりやすいよう付箋もつけています）。福祉課担当は一覧に沿って福祉医療担当へ案内している。<br>●こども未来部 こども政策課にて、児童扶養手当の申請を受け付けた後に、ひとり親家庭等医療の手続きのため保険健康課福祉医療担当へ案内を行っている。<br>児童扶養手当担当は受給対象者に申請日、認定事由、事由発生日が書かれた名刺サイズの色紙を渡し福祉医療担当へ案内している。 |
| あ　ま　市 | ②部署が異なる | ●福祉部障がい福祉課にて、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、自立支援医療等の手続きを行っており、手帳交付の通知の準備段階で、障がい福祉課が個別にファイルを作り、保険医療課へ回覧。そのファイルに医療証と申請書を入れておき、障がい福祉課で保管。来庁時交付手続きができるようにしている。<br>●子ども健康部子ども福祉課にて、児童扶養手当の申請を受けつけた後に、保険医療課へ案内を行っている。 |
| 長 久 手 市 | ③一部部署が異なる | ・精神保健福祉手帳の交付申請時に、すべての申請者を手帳交付担当課から自立支援医療（精神通院）担当課につなぎ、自立支援医療（精神通院）の申請の有無を確認している。<br>・手帳（種別を問わず）更新時は、手帳交付の決裁前に、手帳交付担当課から福祉医療担当課に交付者リストを渡し、手続の有無、持参書類を確認、記入してもらっている。それをもとに、交付時の案内項目、医療へのつなぎも含めて一覧表を作成し決裁している。手帳交付の都度、その決裁を見ながら手続等の確認を行っている。<br>・手帳交付の通知の際に、通知に個別につなぎ先を記入している。 |